強制的身体留置に関する法律

カンボジア国国家評議会は,

- カンボジア国憲法
- 1982 年 2 月 10 日付勅令第 04 号により公布されたカンボジア人民共和国の国民議会及び国家 評議会の組織に関する法律

を理解し、ここに以下を定める。

第1期国民議会の第22回会期中の1992年1月30日にカンボジア国国民議会によって採択された 刑事事件における強制的身体留置に関する法律を公布すること。

第1条

罰金刑は、罰金、損害賠償又は補償である。罰金刑を請求する方法は、法が認める ものに応じて、各項目の個別請求若しくは3項目の同時請求、又は強制的身体留置の いずれかにより行うことができる。

罰金刑は、裁判所の判決が確定した後に、判決文の抜粋の権限に従って請求するものとする。損害賠償及び補償は、申立人の申立てにより請求され、裁判所がこれについて決定するものとする。国家の利益となる罰金、損害賠償及び補償は、司法省の申立てにより請求するものとする。

第2条

十分な資産を保有していない有罪確定者に罰金,損害賠償及び補償を同時に請求する場合は,罰金を請求する前に,損害賠償又は補償を最初に請求するものとする。

罰金,損害賠償又は補償を請求する方法は,強制的身体留置の手段を除き,民事事件における損害賠償請求と同一の方法で進めるものとする。

第3条

強制的身体留置は、有罪確定者を罰金刑に応じさせる措置に過ぎず、罰金刑全体の 履行の軽減ではない。

強制的身体留置の期間の経過時に有罪確定者が解放された場合、当該有罪確定者が まだ返済していない残りの金銭は、すべて以前と同様に当人が支払義務を負うものと する。ただし、有罪確定者を、当人が依然として支払義務を負う当該同一金銭を請求 するために再び強制的身体留置に処してはならない。

第4条

民法によって強制的身体留置を免除された者は、当人が支払義務を負う金銭が罰金、 損害賠償又は補償のいずれであったとしても、刑事事件において禁錮刑を免除されな いものとする。

18歳未満の未成年者及び心身喪失者は、罰金刑の請求のため強制的身体留置に処してはならない。

18歳以上の成人であって,健全な精神及び善悪の区別ができる適切な論理的思考をもつ者のみを,罰金刑の請求のため強制的身体留置の対象とすべきである。

第5条

刑事事件において、強制的身体留置の要求は、無償で行うものとする。すなわち、申立人又は司法大臣の申立てがある場合、有罪確定者の居住地の州又は市町村の裁判所の首席裁判官は、有罪確定者を強制的身体留置に処することを命じる令状を発行するものとし、当該申立人又は司法大臣は、売却のため動産又は不動産を合法的に没収する権利を行使する場合があるとしても、費用又は食費のための保証金の支払を一切行わないものとする。

主席裁判官は、すでに確定判決となった裁判所の判決文の抜粋に言及して、上記令 状を発行する。ただし、この強制的身体留置が実施されている期間中に有罪確定者が 当該罰金刑の支払金額を全額支払った場合、裁判所の首席裁判官は、有罪確定者を直 ちに釈放することを命じる令状を発行するものとする。

第6条

司法大臣は、有罪確定者の健康状態が悪く延期すべき場合、かつ、当人が当該延期期間中にその他の犯罪実行のため禁錮刑に処されることになっていない場合、当該強制的身体留置の実施の延期を承認することができる。

司法大臣は、当該有罪確定者を診察した医師の診断書である特定の証拠を得た後に限り、当該延期を承認することができる。自己の健康状態を医師が診察することを要求した当人は、その居住地に所在する決定を下す裁判所の裁判所書記官の事務所で、この診察費用を支払うものとする。

司法大臣は、当該延期を1か月間に限り承認することができるが、有罪確定者は、別の新しい診断書を得た場合には、毎回1か月について、改めて再延期の要請を常に行うことができる。延期を要請するごとに、有罪確定者は、医師からの最新の診断書を提示することを厳格に要求される。

第7条

強制的身体留置の方法は、「500 リエル以下の債務につき 1 日の留置」を基準として計算するものとする。当該債務金額が 10 万リエルを上限とする多額であったとしても、この留置の方法は、全額に相当するまで、常に「500 リエルに付き 1 日の留置」に基づいて計算するものとする。債務金額が 10 万リエルを超える場合、超えた金額は、「1,000 リエルの債務に付き 1 日の留置」を基準として計算するものとする。ただし、当該債務金額がいかに多額であろうとも、同一事件で有罪確定者に決定される留

置期間は、合計で2年を超えないものとする。

第8条

単独又は複数の有罪確定者が1つ又は複数の犯罪を行い,1名のみである申立人に連帯して債務を返済する責任を負っているため罰金刑を負った場合,強制的身体留置の期間は,上記と同様に計算するものとし,当該計算期間は,各自に平等に適用するものとする。すなわち,留置期間が20日と計算された場合,上記の各有罪確定者は,それぞれ平等に20日間留置されるものとする。

1つ又は複数の犯罪の正犯である単独又は複数の有罪確定者が複数の申立人に対する罰金刑の支払義務を共有する場合、留置期間は、支払うべき金額を最初に申立人各自に属する金額に分割して考慮するものとし、申立人全員の損害賠償又は補償を1つにまとめてはならない。

罰金刑において罰金及び補償が累積的に生じた場合,強制的身体留置の期間は,最初に罰金額と補償金額とを分割して考慮した後に,罰金額と補償金額のそれぞれに相当する留置日数を個別に計算するものとする。罰金額と補償金額を合算してはならない。

第9条

主犯, 共犯及び従犯がいる複数の有罪確定者が同一の刑罰に基づいて補償の支払義務を共有している場合, 各有罪確定者に考慮される強制的身体留置の期間は, 単独で総留置日数を負うものとする単独の有罪確定者と同じとなる。すなわち, 金銭の全額は, 各有罪確定者に相当する複数部分に最初に分割しないものとし, 各有罪確定者の留置日数は, 個別に計算される。また, 金銭の返済を強制するための留置期間は, 上記の留置日数の計算方法に従って進められる場合と相違を生じるものを減じたり, 加えたりすべきではない。

裁判所が個々の有罪確定者に支払を命じた罰金については、1 つの総額で支払われるべきではなく、各自が支払うべきものに応じて別途かつ個別に支払うものとし、当該罰金の支払を強制するための留置も、各有罪確定者が負担する罰金額に応じて開始するものとする。

第10条

原則として,刑事事件及び民事事件において,罰金刑の請求は,裁判所の判決で明記された命令文がない限り行うことはできない。

刑事事件においては、申立人からの申立ては必要とせず、裁判所は、債務者が支払を拒否した場合、罰金刑の請求のため強制的身体留置を命じる判決を行うものとする、

民事事件においては、事件の判決の前に、申立人(原告)からの申立てが必要であり、これを受けて、裁判所は、債務者が支払を拒否した場合には、債務の返済を請求するため強制的身体留置を命じる判決を行う。この種類の事件においては、裁判所は

当該債務の返済を請求する申立てをするよう依頼人に迫ったり強制したりしてはならない。

第11条

請求のため提示すべき判決文の写し又は抜粋には、判決文又は判決文の抜粋の最終部分に、請求のための命令定型文が以下のとおり記載されるものとする。

「カンボジア国国家元首は、本判決を実行する者に対し、本判決に従うよう命じること、また、すべての職務及びあらゆる水準の当局に対し、正当な要請がある場合、上記判決の執行を支援するよう命じることを希望する。」

第12条

原則として、刑事事件の判決文の抜粋において、裁判所書記官は、判決の効力、及び罰金刑の請求のための強制的身体留置のため留置される日数、並びに当該判決文の最終部分に記載された定型文を備考として記すものとする。この原則に従わなかった場合、判決文の抜粋を発行した当該裁判書記官を5,000 リエルの罰金の支払に処する。 抜粋すべき定型文は、本法第11条に記載されている。

第13条

すべての軍隊,人民警察,あらゆる水準の地方当局は,要請された場合,裁判所の 判決を無事に執行するため支援を行うものとする。

本法は,第 1 期国民議会の第 22 回会期中の 1992 年 1 月 30 日にカンボジア国国民議会によって採択された。

1992 年 1 月 31 日, プノンペンにおいて 国民議会代表 議長